



令和4年度 第2回 神奈川県たばこ対策推進検討会

健康医療局 保健医療部 健康増進課 たばこ対策グループ

令和4年7月29日

目次

1. 前回「神奈川県たばこ対策推進検討会」（R4.6.7開催）の振り返り… 2
2. 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し（資料1）… 4

1. 前回「神奈川県たばこ対策推進検討会」 (R4.6.7開催) の振り返り

1. 前回「神奈川県たばこ対策推進検討会」(R4.6.7)の振り返り

○ 議題

- (1) 令和3年度 受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査の結果報告・分析
- (2) 今後のたばこ対策

○ 結果

(1) について

前回調査(H30)とは調査方法が異なるため、会議資料を公表する際は、調査方法についての説明と、前回調査とは調査方法が異なることを注記すべき。

(2) について

ITを活用した普及啓発(動画作成等)、中小企業への普及啓発(団体の会議に出向いて説明)等、今後の施策についてご意見をいただいた。

2. 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」 の見直し

(1) 条例の見直しの趣旨と規定

条例の見直しとは

条例の適時性を確保（**条例を常に時代に合致したものとする**）するため、一定の期間ごとに条例全体の見直しを行う。

受動喫煙防止条例における見直し規定

（受動喫煙防止条例 制定附則第4項）

知事は、施行日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

 **令和4年度は「条例の見直し」年度に該当**
（改正自体は令和5年度を予定）

(2) 条例の見直し (前回・今回)

前回の見直し (令和元年度)

令和2年4月から全面施行される改正健康増進法に対応するため、平成30年度から前倒しで検討し、令和元年9月議会で改正

(その後…)

条例の規定 (運用を含む) に**法との相違点がある、法と条例が入り組んで複雑となっているなど課題**が発生

今回の見直し (令和4年度)

3つの視点 (明確化/可視化/簡素化) から改正案を作成

明確化：法と条例が入り組んで複雑な部分を明確にする

可視化：条例の内容・実績・結果を見やすくする

簡素化：法に委ねて (合わせて) 足りる部分を削除する

前回改正時の考え方

法が上回る規制は法に委ね、
条例が上回る規制は条例に残す
= **条例の規制強度は変えない**



改正案 (事務局案) の考え方

法に合わせることに支障がない
部分は法規制に統一していく
= **条例の規制強度を変える**

(3) 条例の課題①

健康増進法との相違点

| 条 | 課題 | 実例 | 条例 | 健増法 |
|-----------|---------------------|---|----------------|-----|
| 第2条 | 対象が異なる | 特定の者しか立ち入らない施設 (例：工場、事業所) | 対象外 | 対象 |
| | 範囲が異なる | 屋根があり、側壁が半分以上ある施設 (例：ゴルフ練習場の打席) | 対象外 | 対象 |
| | | 階段状の客席を有する野球場 | 対象 | 対象外 |
| | 施設区分が異なる | 映画館、運動施設、物販店、図書館、等 | 第1種 | 第二種 |
| 第8条 | 指定たばこ専用喫煙室の設置範囲が異なる | 映画館、図書館、物販店、金融機関等における設置可否 | 不可 | 可 |
| 第9条 関係 | 喫煙区域の要件が異なる | フロア分煙※の場合における必須要件 ※複数フロアある施設で、うち1フロア全部を喫煙区域とすること | 気流 区画 排気 | 区画 |
| | 喫煙ブースの扱いが異なる | 喫煙区域の技術的要件のうち、排気（外部排気）に代えて喫煙ブースを設置 | 不可 | 可 |

(3) 条例の課題②

健康増進法との相違点 (続き)

| 条 | 課題 | 実例 | 条例 | 健増法 |
|------------|-----------------|--|----|-----|
| 第10条 関係 | 罰則適用が異なる | 二十歳未満の者の喫煙区域への立ち入制限違反への罰則適用 | 有 | 無 |
| 第11条 | 表示義務が異なる | 施設内を完全禁煙とした施設の出入口への標識掲示義務 | 有 | 無 |
| | | 喫煙区域を有する施設の出入口への標識掲示義務 | 無 | 有 |
| 第13条 | 施設対応の体系が異なる | 違反の(疑い)有無と関係なく助言(指導)できる | 不可 | 可 |
| | | 違反の疑いがある場合に助言(指導)できる | 不可 | 可 |
| | | 違反していると判断したときに指導できる | 可 | 可 |
| 附則 第4項 | 条例見直しの周期が通常より短い | 条例の見直しに関する要綱 第5条 「原則として、5年ごとに条例の見直しを行う旨を規定するものとする。」 | 3年 | 5年 |

(4) 条例第2条①

規制対象

健康増進法

プライベート空間のため
規制対象外



県条例

従業員や取引先等、
特定の者しか立ち入らない



工場
事業所



学校



病院



行政機関



宿泊施設



飲食店、物販店 等



【公共的施設】
不特定多数の者が立ち入る

事務局案

「公共的施設における受動喫煙防止条例」の対象 ⇒ **現状維持** (条例の理念を維持)

(4) 条例第2条②

明確化

可視化

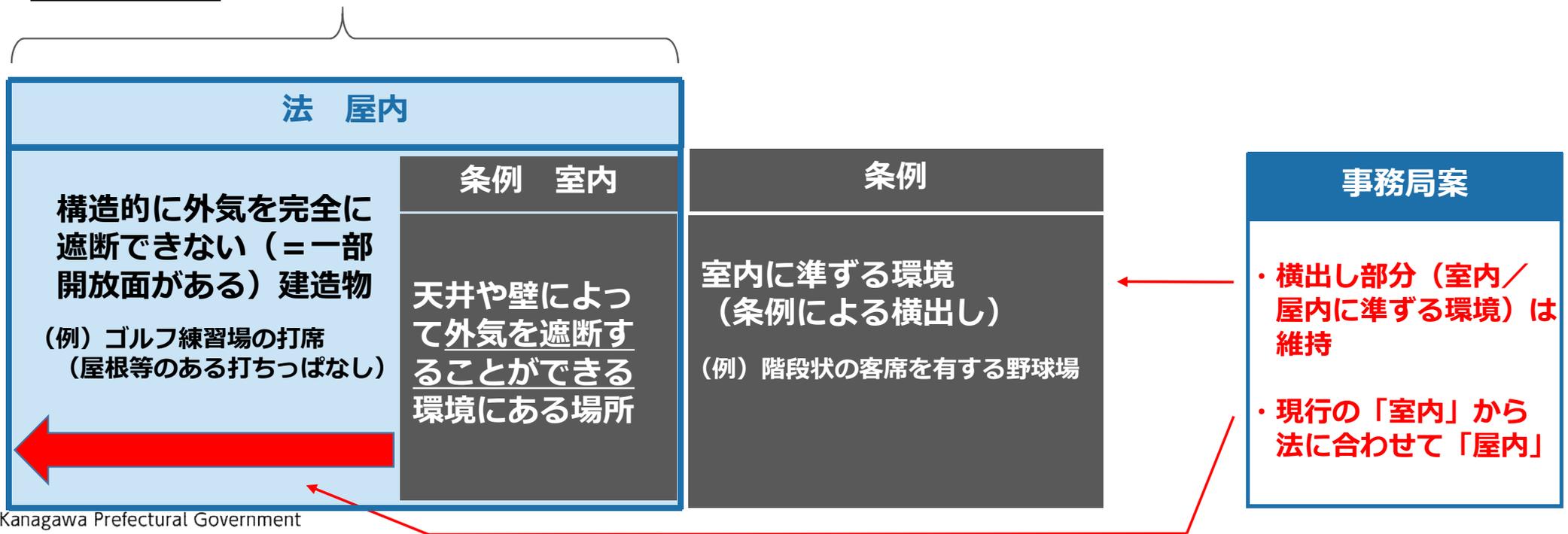
簡素化

規制範囲 (法：屋内 / 条例：室内)

外気の流入が妨げられる場所として屋根がある建物であってかつ側壁が概ね半分以上覆われているものの内部

法の規制範囲

条例の規制範囲



(4) 条例第2条③

施設区分 (その1)

| 施設例 | 条例区分 | 法区分 | 課題 |
|---------------------|------------|-------------|---|
| A 幼稚園、小学校、中学校 | 第1種 (屋内禁煙) | 第一種 (敷地内禁煙) | 区分は1種 (条例) と 一種 (法) で同じだが 禁煙の範囲が異なる |
| B 病院、診療所、薬局 | 第1種 (屋内禁煙) | 第一種 (敷地内禁煙) | |
| C 保育所、介護老人保健施設 | 第1種 (屋内禁煙) | 第一種 (敷地内禁煙) | |
| D 行政機関 (政策立案を行う施設) | 第1種 (屋内禁煙) | 第一種 (敷地内禁煙) | |
| E 映画館、図書館、博物館、動物園 | 第1種 (屋内禁煙) | 第二種 (屋内禁煙) | 区分について 「1種」 (条例) と 「2種」 (法) でズレ があり、わかりにくい |
| F 百貨店、物販店 | 第1種 (屋内禁煙) | 第二種 (屋内禁煙) | |
| G 金融機関、インフラ関係事業の営業所 | 第1種 (屋内禁煙) | 第二種 (屋内禁煙) | |
| H 飲食店 | 第2種 (屋内禁煙) | 第二種 (屋内禁煙) | |
| I ホテル、旅館 | 第2種 (屋内禁煙) | 第二種 (屋内禁煙) | |
| J 娯楽施設、その他サービス業 | 第2種 (屋内禁煙) | 第二種 (屋内禁煙) | |

(4) 条例第2条③

明確化

可視化

簡素化

施設区分 (その2)

| 施設例 | 現行区分 条例 / 法 | 新区分 (条例) | 喫煙 専用室 | 指定たばこ 専用喫煙室 | 喫煙 可能室 | 喫煙 目的室 | 特定屋外 喫煙所 |
|------------------------------|----------------|-------------|-----------|----------------|-----------|-----------|-------------|
| A～D (学校、病院、行政機関 等) | 1 / 一 | 特定1種 | × | × | × | × | ○ |
| E～G (映画館、物販店、金融機関 等) | 1 / 二 | 1種 | ○ | × | × | × | |
| H (飲食店) のうち新規 or 既存大規模 | 2 / 二 | 2種 | ○ | ○ | × | × | |
| H (飲食店) のうち既存小規模 (客席100㎡) | ※ | 特2 | ○ | ○ | ○ | × | |
| I～J (宿泊施設、娯楽施設) | 2 / 二 | 2種 | ○ | ○ | × | × | |

※ 条例は「特例2種」(喫煙区域の技術的要件が努力義務になる施設)
法は「既存特定飲食提供施設」という特殊な類型に該当

事務局案

県1種(かつ法一種)の禁煙範囲 ⇒ **現状維持** (県条例は「公共的施設」の内部のみを対象としているため。
なお、法一種施設では、より強い規制である法が適用される。)

区分表記 ⇒ **A～Dを「特定1種」、E～Gを「1種」に改正**

(5) 条例第8条

条例の横出し

第8条（指定たばこ専用喫煙室の規制）

県第1種施設の施設管理者は、その管理する公共的施設に指定たばこ専用喫煙室（中略）を設置してはならない。

| 主な施設例 | 条例区分 | 法区分 | 喫煙専用室 | 指定たばこ専用喫煙室 | 喫煙可能室 | 喫煙目的室 | 特定屋外喫煙所 |
|---------------------------------|------|-----|-------|------------|-------|-------|---------|
| 学校、病院、行政機関等 | 県1種 | 法一種 | × | × | × | × | ○ |
| 映画館、物販店、金融機関等 | 県1種 | 法二種 | ○ | × | × | × | |
| 飲食店（新規・大規模既存）、ホテル、カラオケ、ゲームセンター等 | 県2種 | 法二種 | ○ | ○ | × | × | |

条例の規制（第8条）により設置不可
（法では可）

事務局案

県第1種施設における
指定たばこ専用喫煙室設置禁止
⇒ 現状維持

(6) 条例第9条関係

明確化

可視化

簡素化

条例の上乗せ

法の規制

喫煙区域の要件（フロア分煙※1、喫煙ブース）

※1 複数のフロアがある施設において、うち1フロア全部を喫煙区域とすること

県特例2種以外※2は喫煙ブース設置不可

※2 県特例2種（パチンコ店や小規模飲食店）は条例の規制が努力義務

フロア分煙の場合

フロア分煙でない場合

要件1が必要

要件2
だけで良い

要件3が必要

<要件1>
出入口における
空気の流れ

<要件2>
壁や天井等による区画

<要件3>
屋外又は外部の
場所への排気
(やむを得ない場合
脱煙機能付き喫煙
ブースでの代替可)

事務局案

喫煙ブースの設置可否
設置可とする

(運用(逐条解説)の変更)

フロア分煙の場合の技術的要件
現状維持

(要件1・3も必要)

(7) 条例第10条関係

第10条（二十歳未満の者又は未成年者の立入りの制限）

施設管理者は、その管理する喫煙区域に、二十歳未満の者を立ち入らせてはならない。

第13条（指導及び勧告）

（要旨）10条（ほか）の規定に違反していると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを指導・勧告することができる。

第15条（命令）

（要旨）勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命じることができる。

第18条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 第15条の規定による命令に違反した者



事務局案

二十歳未満の者の喫煙区域への立ち入制限違反への罰則適用
⇒ 現状維持

(8) 条例第11条

明確化

可視化

簡素化

条例の横出し

標識掲示 (法：喫煙可能施設 / 条例：禁煙施設)

法の規制対象



施設内に喫煙区域を
設置した施設



喫煙区域の標識掲示義務

様式指定なし (標識例あり)

= 独自の標識でも、法に定める
内容が記載されていればOK

施設内を完全に禁
煙とした施設



禁煙の表示義務

様式指定あり
(条例施行規則)

= 独自の標識では
条例違反



事務局案

禁煙施設の表示義務

⇒ 廃止

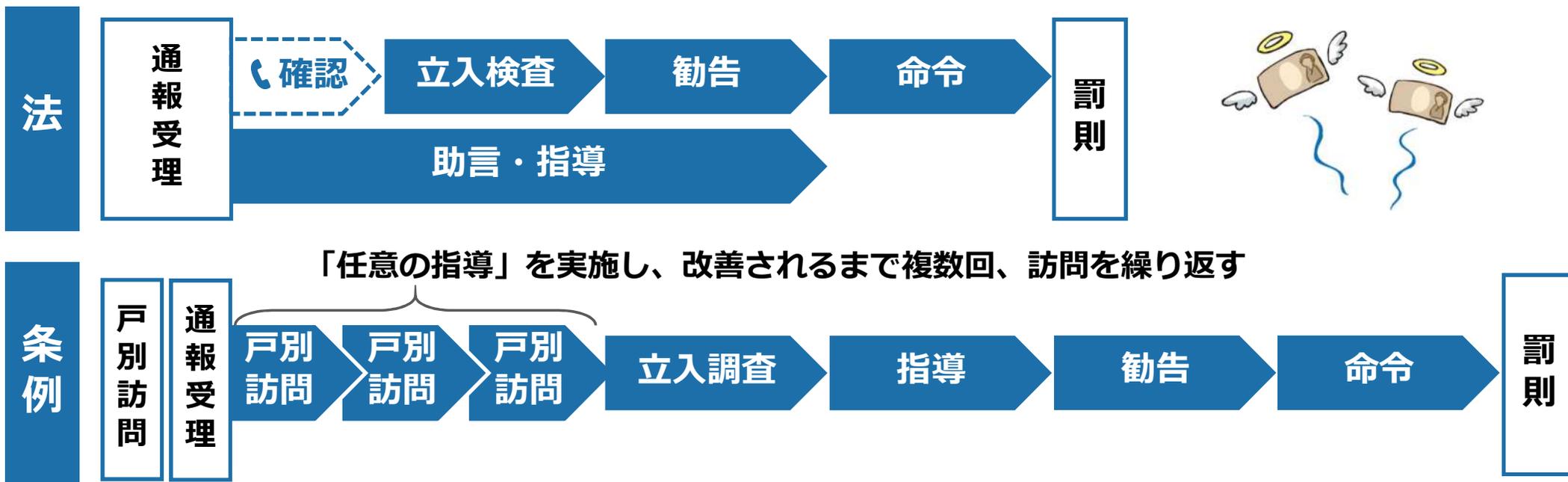
(9) 条例第13条①

明確化

可視化

簡素化

施設対応の体系（法：立入検査、助言指導 / 条例：立入調査、指導勧告）



事務局案

条例の体系における法的な疑義※（※ 戸別訪問≒立入検査、任意の指導≒行政指導）

⇒ 「指導及び勧告」（13条）を法に合わせて「助言及び指導」と「勧告」に改正

⇒ 先行してガイドライン改正による運用変更（戸別訪問の重点化、立入調査・指導の解釈変更）

(9) 条例第13条②

運用の変更

現行の課題

- ・違反施設に対し、普及啓発の責務規定（条例第6条）を根拠とする「戸別訪問」で粘り強く是正を依頼するため、法令遵守（違反）状況及び県の対応状況が分かりにくい。
- ・実際には複数回訪問しても「立入調査／立入検査」としてはカウントしていない。
- ・単なる普及啓発（違反の事実がない）なのか「指導」（違反の事実がある）なのか見えにくく、「指導」に該当する行為を「指導」とカウントしていない。
- ・その結果、「勧告」「命令」「罰則」に至った案件がない。

変更の要点

- ・**戸別訪問は、幅広く行う普及啓発から、通報があった場合の重点的实施に変更する。**
（通報→戸別訪問（繰り返しはしない）→立入検査→勧告→命令→罰則）
- ・戸別訪問の次の現地確認で施設管理権原者等と面談した場合、**「立入検査/立入調査」とカウント**
- ・施設状況について、法令違反が**不明確な**（疑義に留まる）場合に**「助言」**
法令違反が**明確な**（是正のため作為・不作為を求めた）場合に**「指導」**

(10) 附則第4項①

附則第4項

知事は、施行日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- **受動喫煙防止条例は3年ごとの見直し規定**（同条例制定附則第4項）
- **神奈川県条例の原則は「5年ごと」**（条例の見直しに関する要綱第5条）

| 現状 | 周期 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|----------|----|--|----|----|--|---|---|--|----|----|
| 受動喫煙防止条例 | 3年 |  見直し | | |  見直し |  (議決) |  (施行) |  見直し | | |

↑
今回見直しで【要改正】となった場合、
改正条例はR6年4月1日施行（予定）

(10) 附則第4項②

- 明確化
- 可視化
- 簡素化**

県条例の見直し周期

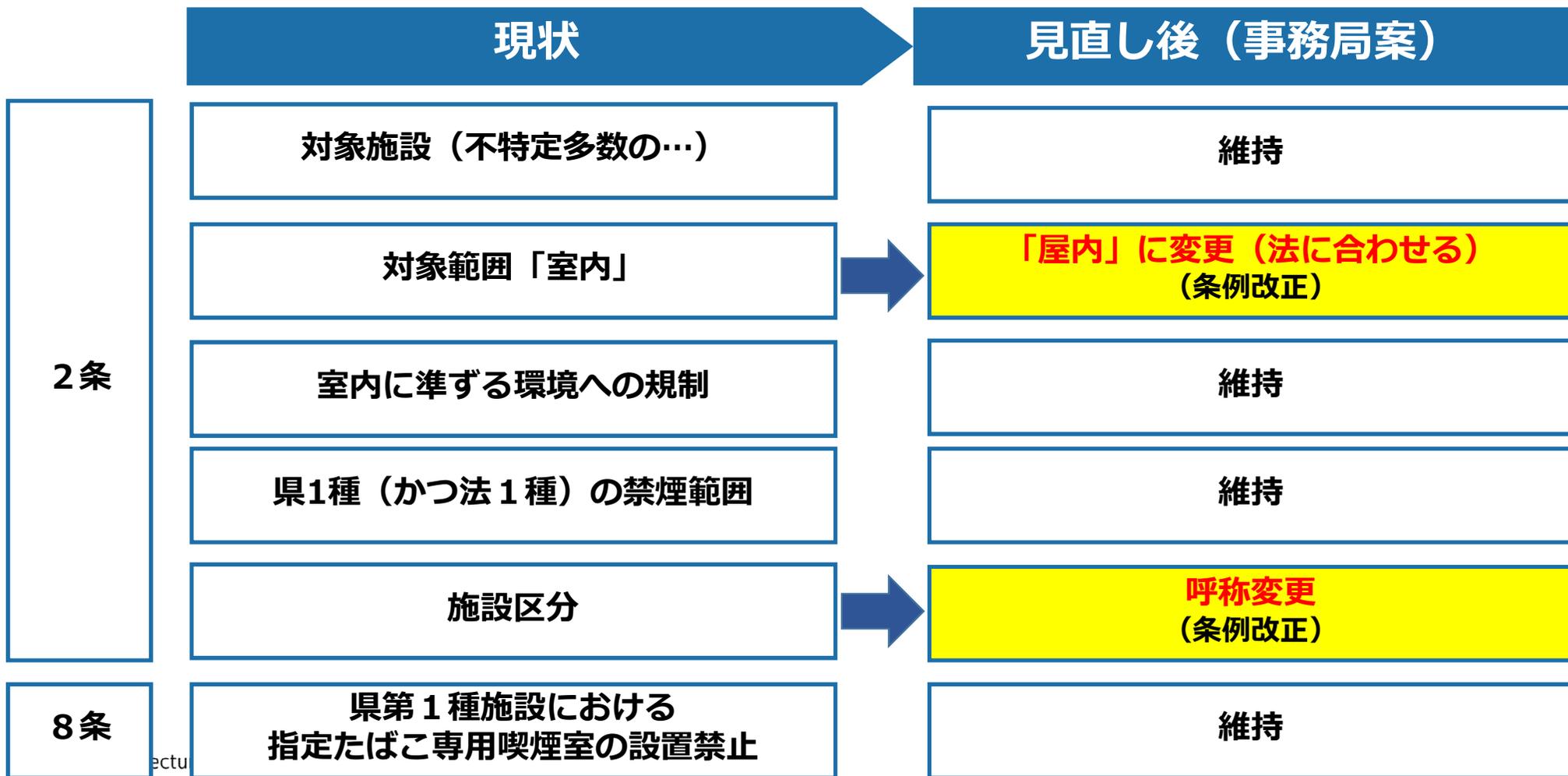
| | 周期 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 | R 11 |
|-----|----|----------------------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|------|
| 現状 | 3年 | 見直し | | | 見直し | | | 見直し | | | 見直し | |
| 改正後 | 5年 | パターンA (前回見直しから5年) | | | 見直し | 議決 | 条例施行 | | | 見直し | | |
| | | パターンB (条例改正から5年) | | | | | | | | | | 見直し |

事務局案

条例の見直し周期
⇒ **5年に改正**
(改正後の次回見直し時期は法務所管所属とも要調整)

3年のままでは
施行の翌年度に
また「見直し」
になってしまう

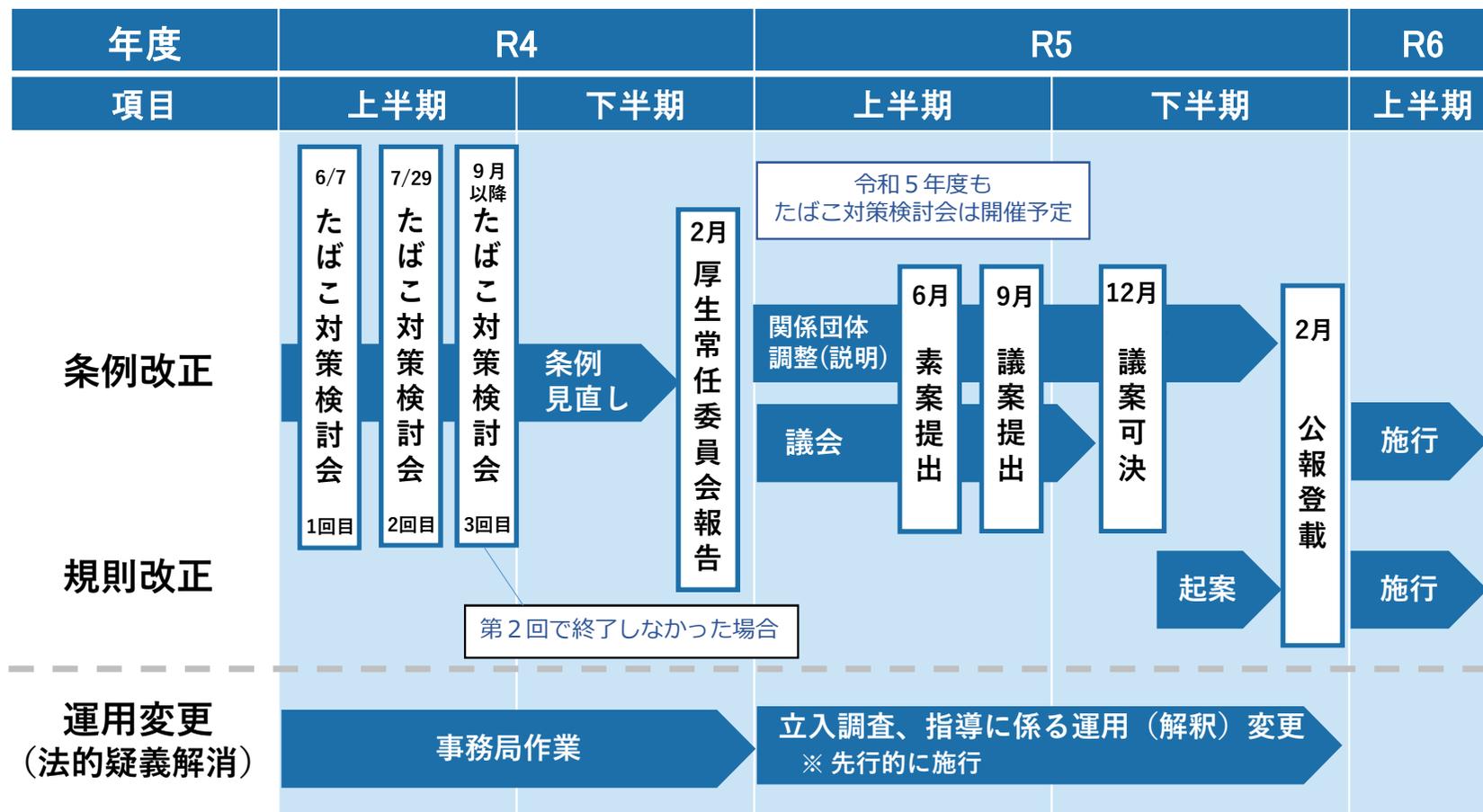
(11) 条例見直しのまとめ①



(11) 条例見直しのまとめ②

| | 現状 | 見直し後（事務局案） |
|-----------|--------------------------------|-----------------------------|
| 9条 関係 | フロア分煙の場合の技術的基準 （気流・屋外排気も必要） | 維持 |
| | 喫煙ブースの設置禁止（運用） | 設置可 （運用変更） |
| 10条 関係 | 二十歳未満の者の喫煙区域への 立入制限違反への罰則適用 | 維持 |
| 11条 | 禁煙表示義務 | 廃止 （条例改正） |
| 13条 | 施設対応の体系 | 法に寄せる （条例改正+運用変更） |
| 附則 4項 | 見直し周期 3年 | 5年に変更 （条例改正） |

(12) スケジュール



説明は以上です。